

資 料	道路標識条例(案)を制定することに伴う意見 公募について	平成24年7月27日 建設部土木事務所
------------	---------------------------------	------------------------

■道路標識条例を制定することに至った背景

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、道路法（昭和27年法律第180号）の一部が改正され、これまで、同法などで全国一律に定められていた「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「府令・省令」という。）」の内、標識の寸法に係る基準について、地方自治体がそれぞれの判断に基づき対応することとなりました。

これに伴い、江別市では、条例制定における対応について検討を進めております。

この度はその対応のための案について、市民の声をお聴きするため、意見公募を行います。

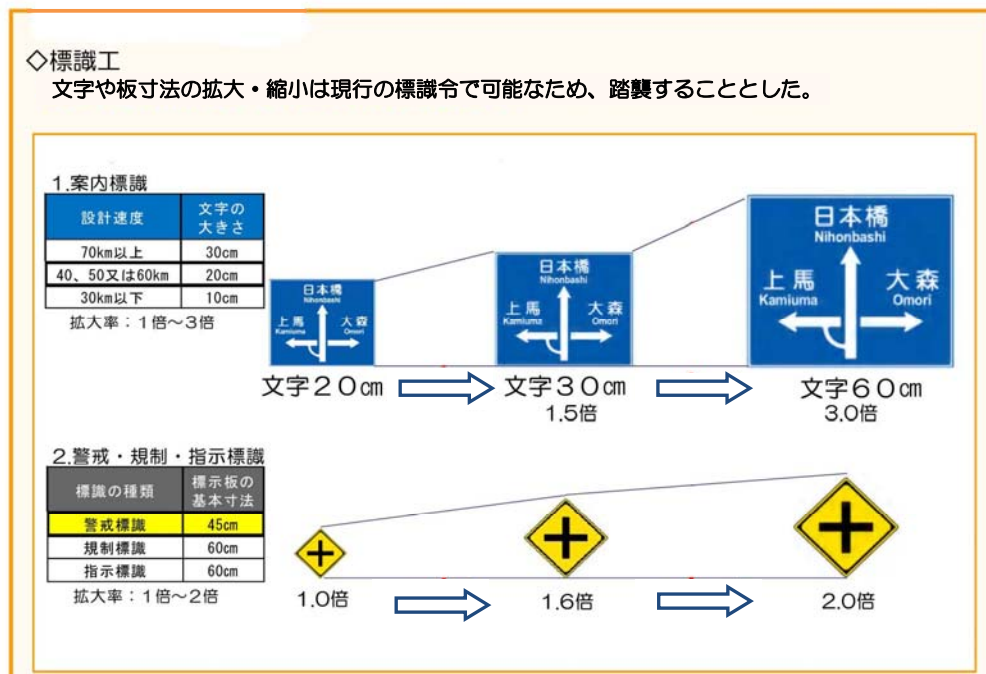
■道路標識条例(案)の制定することと判断した理由

道路標識について、府令・省令で定められていた基準に基づいて江別市の道路標識の寸法を適切に運用することを検討した結果、国道や道道との整合性を勘案し、国の基準に従うことが適切と思われるとの結論に達したことから、府令・省令で定められていた基準に従って江別市が定める条例とすることにします。

■道路標識条例(案)の概要

国の基準どおりの規定とします。

○道路標識の寸法に関する基準



■施行期日

平成25年4月1日（予定）

■参考資料

○道路法 抜粋

○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令